放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針

令和2年2月

名古屋市子ども青少年局

１　趣旨

　　名古屋市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後等デイサービス事業所等（以下「事業所」という。）に関する対応方針を定める。

２　本方針の対象

　　児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

３　対応方針

　(1) 事業所の開所等の対応（令和2年3月2日から3月24日まで）

　　　「別添厚生労働省通知（令和2年2月27日付け事務連絡）」に基づき、放課後等デイサービス事業所において感染症の予防に留意した上で、原則として開所を要請するとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応を要請する。

　　　また、児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で原則として開所を要請する。

(2）感染拡大防止のための対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 区　　　分 | 事業所に対する対応方針 |
| ア | 新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合 | 当該子どもが事業所を最後に利用した日の翌日から14日間について、事業所の臨時休業を要請する。 |
| イ | 新型コロナウイルス感染症に感染した職員が従事していた場合 | 当該職員が事業所に最後に従事した日の翌日から14日間について、事業所の臨時休業を要請する。 |
| ウ | 事業所を利用している子どもが通っている学校等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合 | 当該感染者が学校等を最後に利用した日の翌日から14日間において、当該学校等に通う子どもの事業所の利用を避けるよう要請する。 |

(3) 関係者等への連絡

事業所は、臨時休業の決定及び子どもの事業所の利用を避けるよう要請した場合、

速やかに子ども福祉課へ報告する。

(4) 消毒・清掃

　　臨時休業中、事業所は必要に応じて消毒・清掃など必要な措置を行うものとする。

４　参考資料

令和2年2月27日付厚生労働省社会・援護局障害福祉課事務連絡

　「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」

５　留意事項

　　・職員は、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つことを徹底すること。

　　・感染のリスクは、乾燥及び免疫力の低下により高まるため、こまめな水分補給を行うとともに、体調がすぐれない場合は無理をせず休養すること。

　　・利用児童の受入に当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断ること。

　　・医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害をもち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在のセンターを取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある子どもについても同様の対応とすること。

６　その他

　　この対応方針は、新型コロナウイルス感染症の今後の感染防止対策に応じて、変更

する場合がある。